

令和5年度 市・県民税申告書の書き方

表

令和5年度 市・県民税申告書 申告書 表

住所・氏名・生年月日・電話番号を記入

1 収入金額 (収入の記入欄)

2 所得金額 (所得の記入欄)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (控除内訳を記入)

4 所得から差し引かれる金額 (控除の記入欄)

※ 上場株式等の配当所得・譲渡所得の課税方式

令和5年度 市・県民税の申告について

※注意！※

左ページの1～4欄に記入した金額が申告額となります。必要項目の記入忘れにご注意ください。郵送で申告される場合は、記入漏れがあると、控除等が受けられないことがあります。

なお、郵送の際は次の書類を同封してください。

- 源泉徴収票などの収入を確認できる書類。
- 医療費の明細書、社会保険料、生命・地震保険料、寄附金等の支払領収書又は支払証明書。
- 障害者手帳の写しなど、控除内容が確認できる書類。
- 本人確認書類の写し。

(詳細は申告書表面に記載しています。)

申告書 裏

事業所得の内訳書

事業所得がある場合に内訳を記入します。

収入の合計を表面の収入欄に、収入の合計から必要経費の合計を差し引いたものを表面の所得欄に転記します。

農業所得の内訳書

農業所得がある場合に内訳を記入します。

不動産所得の内訳書

不動産所得がある場合に内訳を記入します。

給与の源泉徴収票の添付ができない場合は、この欄に内訳を記入します。

個人年金及び業務に係る収入がある場合記入します。

収入がなかった場合に生活状況を記入します。

1 収入金額 (収入の記入欄)

該当する所得がある場合は、「1 収入金額」欄に所得の種類毎に合計金額を記入します。事業所得(営業等・農業)、不動産所得のある方は、営業帳簿等から申告書裏面の所得の内訳書を作成してください。給与所得と公的年金所得については、源泉徴収票の添付があれば裏面の記入は不要です。

2 所得金額 (所得の記入欄)

「2 所得金額」欄に、収入から必要経費を差し引いた金額を記入します。給与所得と公的年金所得については、裏面の計算式によって求めた金額を記入します。雑所得(合計)欄⑩は、公的年金所得⑦と業務に係る所得⑧(ケ欄から業務に係る必要経費を差し引いた金額)及び個人年金等の所得額⑨(ケ欄から掛金等の必要経費を差し引いた金額)の合計金額を記入します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (控除内訳を記入)

【社会保険料控除⑬】

社会保険料の種類(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など)と1年間の支払金額を記入します。

【生命保険料控除⑭・地震保険料控除⑮】(裏面に計算方法の説明有)

各種類毎に1年間に支払った掛金の合計額を記入します。ご家族分を負担している場合は合算することができます。

【寡婦⑰・ひとり親⑱・勤労学生⑲・障害者⑳・扶養控除㉑】(裏面に控除金額の説明有)

お一人を複数の方が扶養にとることはできませんので、重複しないようご注意ください。

(例) 父母が同じ子を扶養にとることはできません。

【配偶者(特別)控除㉒～㉔】(裏面に控除金額の説明有)

配偶者を扶養する場合に記入します。

配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合には配偶者の合計所得金額欄に所得の金額を記入してください。

【16歳未満の扶養親族】

扶養控除の対象にはなりませんが、市・県民税の非課税判定に影響が出る場合があります。

また、障害者控除をとることはできますので、対象者がある場合は忘れずに記入してください。

【基礎控除㉕】(裏面に控除金額の説明有)

合計所得金額が2,400万円を超えるると減額し、2,500万円を超えると適用されません。

【医療費控除㉖】

1年間に支払った医療費等と保険金などで補てんされる金額^{※1}を記入してください。

※1 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費を限度として差し引きます。引き切れない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

「4 所得から差し引かれる金額」には、以下の㉗または㉘の計算の結果を医療費控除欄㉚に記入してください。

(いずれか一方を選択してください。㉗は最高200万円 ㉘は最高88,000円)

㉗を選択した場合は、㉚の区分欄に「1」と記入してください。

㉘ 支払った医療費－保険金などで補てんされる金額－所得の合計金額(㉙)×5%(10万円を超えるときは10万円)

㉙ スイッチOTC医薬品購入費^{※2}－保険金などで補てんされる金額－12,000円

㉚の申告には医療費控除の明細書^{※3}を、㉗の申告にはセルフメディケーション税制の明細書を添付してください。(領収書は提出不可です。5年間保管が必要です。)また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、一定の取組^{※4}を行う必要があります。

※2 スイッチOTC医薬品購入費・・・医師によって処方される医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費。レシートの商品名にマーク(★等)とともにセルフメディケーション税制対象商品である旨の記載があります。

※3 領収書をもとにご自身で作成した明細書を添付する必要があります。(領収書の提出による控除の申告はできません。)

※4 一定の取組・・・保険者(健康保険組合・市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)、市町村が健康増進事業として行う健康診査、インフルエンザ等の予防接種、勤務先での定期健康診断、特定健康診査、特定保健指導、市町村が実施するがん検診のうち、いずれかを受けていること(1つで可)。

4 所得から差し引かれる金額 (控除の記入欄)

左側の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入した内容から算出した控除金額を、「4 所得から差し引かれる金額」に記入します。控除金額は、裏面の計算式によって算出しますが、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に正しく記入していれば市で計算します。

※ 上場株式等の配当所得・譲渡所得の課税方式について

上場株式等の配当所得や譲渡所得がある場合、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択する際にチェックしてください。

＜市・県民税申告書付表＞は下関市HPや下関市役所にありますので、添付して提出してください。

※ 収入がなかったことを申告する場合

裏面の18「収入がなかった人の記載欄」のあてはまる番号を○で囲み、必要事項を記入します。

給与収入から給与所得の計算

給与等の収入の合計金額 = (A) _____円

Table with columns for income ranges (給与等の収入の合計金額(A)円) and corresponding tax calculations (給与所得の金額(円)).

公的年金の収入から雑所得の計算

公的年金の収入の合計金額 = (C) _____円

Table showing the calculation of miscellaneous income from public pension income, including income ranges and tax control amounts.

公的年金の所得⑦ = (C) × (D) - (E) = (ア) _____円 ※1円未満の端数切り捨て

業務及びその他(雑所得)の計算

※ 雑所得(業務)は副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得をいいます。

雑所得(その他)は個人年金等の所得をいいます。

業務に係る雑所得⑧(収入-必要経費) = (イ) _____円

個人年金等に係る雑所得⑨(収入-必要経費) = (ウ) _____円

雑所得(合計)欄⑩に記入する金額 = (ア)+(イ)+(ウ) _____円

所得金額調整控除

給与所得控除、公的年金等控除等の適正化に伴い、所得金額調整控除が創設されました。(令和3年度課税より適用)

①介護・子育て世帯の場合

給与等の収入が850万円を超え、下記の(a)~(c)いずれかに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除

【算式】(給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

(a)特別障害者 (b)23歳未満の扶養親族を有する場合 (c)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

②給与収入と公的年金等の収入の双方がある場合

給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除

【算式】給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除する。

<計算例>

昭和33年1月1日以前生まれで、受け取っている給与等の収入の合計金額が200万円及び公的年金の収入の合計金額が180万円である場合

・給与所得 = 2,000,000円 ÷ 4(円未満の端数切り捨て) × 2.8 - 80,000 = 1,320,000円

・公的年金の所得 = 1,800,000円 - 1,100,000円 = 700,000円

【所得金額調整控除の計算】

100,000円(給与所得が1,320,000円のため上限額の10万) + 100,000円(公的年金の所得が700,000円のため上限額の10万) - 100,000円 = 100,000円(所得金額調整控除)

所得金額調整控除を給与所得から控除します。

1,320,000円(給与所得) - 100,000円(所得金額調整控除) = 1,220,000円 → 給与所得欄⑥に記入してください。

公的年金の所得は700,000円を雑所得(公的年金等)欄⑦に記入してください。

生命保険料控除

Table for Life Insurance Premium Deduction, showing calculation steps for general life insurance and medical care insurance.

Table for Life Insurance Premium Deduction, showing calculation for medical care insurance.

Table for Life Insurance Premium Deduction, showing calculation for individual pension insurance.

Table for Life Insurance Premium Deduction, showing the total calculation for life insurance premium deduction.

地震保険料控除

Table for Earthquake Insurance Premium Deduction, showing calculation for earthquake insurance and old long-term damage insurance.

※ひとつの損害保険契約等が、地震保険料・旧長期損害保険料のいずれにも

該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算します。

寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者・扶養控除・基礎控除

Table for Deductions:寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者・扶養控除・基礎控除, detailing various deduction categories and amounts.

※1「同一生計配偶者」として扶養の人数には含まれません。(非課税限度額の計算や障害者控除の対象となります)

※2 同居老親等とは、老人扶養親族が納税義務者又はその配偶者と同居しており、そのいずれかの直系尊属である場合をいいます。

※3 年少とは、平成19年1月2日以後に生まれた方 特定とは、平成12年1月2日～平成16年1月1日に生まれた方 老人とは、昭和28年1月1日以前に生まれた方をいいます。

申告書を郵送で提出する場合は、下記までお送りください。 〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所 市民税課 電話番号:083-231-1916